

議案第12号

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

平成30年（2018年）9月25日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第7条第6項中「施設」を「設備」に改める。
- (2) 附則第2条第2項中「第6条第6項第1号」を「第6条第3項第1号、第6項第1号」に改め、同項の表第6条第6項第1号の項の前に次のように加える。

第6条第3項 第1号	建築基準法第2条第9号の 2に規定する耐火建築物	建築基準法第2条第9号の 2に規定する耐火建築物又 は同条第9号の3に規定す る準耐火建築物（同号口に 該当するものを除く。）
---------------	-----------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

既存の保育所の幼保連携型認定こども園への移行を促進させるよう既存の保育所が幼保連携型認定こども園へ移行する場合の設備基準の特例を設けるため、本案を提出する。